

## 狛江市インターンシップに関する誓約書

### (服務等の取り扱い)

- 第1条 実習期間中、実習生は地方公務員としての身分は保有しないが、市の職員が遵守すべき法令、条例等に従い、かつ、市職員の実習上の指導監督、命令に忠実に従わなければならない。
- 2 実習生は、実習時間中、全力を挙げて実習に専念しなければならない。
  - 3 実習生は、市の職務の信用を傷つけ又は不名誉となるような行為をしてはならない。
  - 4 実習生の懲戒に関する最終的な責任は大学等で負う。
  - 5 実習の欠席は、正当な事由がある場合を除きこれを認めない。
  - 6 実習生は、上記5により実習を欠席する場合は、事前に市へ申し出なければならない。やむを得ず事前に申し出ができない場合は、申し出が可能となった時点で速やかに市へ連絡しなければならない。

### (秘密保持の義務)

- 第2条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。
- 2 実習生は、前項に係る報告又は論文を書いてはならない。
  - 3 実習生の在籍する大学等は、実習生の秘密保持の遵守につき、派遣する実習生を適切に指導するとともに、実習生による違反が発生した場合にはその責任を負うものとする。
  - 4 実習生は、市に対して誓約書を事前に提出しなければならない。

### (実習の中止)

- 第3条 実習生の不適切な行動により狛江市の業務に支障をきたす恐れがある場合及び実習生が市の指示に従わない場合は、直ちに実習を中止し、その旨を実習生の在籍する大学等に通知するものとする。

### (賃金等)

- 第4条 市は、実習生の通勤手当を含む賃金、報酬、手当その他一切の金品を支給しないものとする。ただし、実習内容上、市が必要と認める出張等における旅費に対する費用弁償については、この限りではない。

### (災害補償等)

- 第5条 実習生の実習中の災害又は実習先との往復途上での災害に対しては、狛江市は一切の責任を負わない。
- 2 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、実習生の在籍する大学等は市に対しその損害を賠償しなければならない。

私は、狛江市インターンシップに実習生として参加するにあたり、上記に定める事項について承諾し、遵守することを誓約する。

令和 年 月 日

大学(等)名 \_\_\_\_\_

学部・学科名 \_\_\_\_\_ (学年: \_\_\_\_\_)

氏名 \_\_\_\_\_